**平成２５年（フ）第８７８２号**
東京都葛飾区東四つ木３丁目28―２―204
破産者　川村　久江
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８８１９号**
東京都葛飾区お花茶屋１丁目18―６
破産者　西野裕美子
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８８７６号**
東京都目黒区緑が丘１丁目７―19―302
破産者　高須　誠一
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８９５５号**
東京都世田谷区南烏山２丁目35―２―1301
破産者　水澤　宏美（旧姓山岸）
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８９７６号**
東京都練馬区北町５丁目８―13―103
破産者　片石登志幸
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８９７７号**
東京都世田谷区太子堂２丁目20―５―101
破産者　竹下　　桂
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８９８５号**
東京都豊島区南長崎６丁目12―５ー213
破産者　前田　　学
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８９９７号**
東京都練馬区北町７丁目13―30―102
破産者　長谷川麻衣（旧姓出浦）
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９０３３号**
埼玉県川口市青木４丁目21―１―305
破産者　田村　潤二
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９０５５号**
東京都墨田区両国４丁目37―10―1304
破産者　西村　　江
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９１００号**
埼玉県越谷市宮本町４丁目72―21
破産者　岩川　康太
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９１１８号**
神奈川県横浜市保土ケ谷区岩井町410―１
エンゼルハイム保土ケ谷第２―404
破産者　窪田　光祐
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７２６号**
札幌市北区北35条西７丁目１番20号
破産者　有限会社ＥＬＰ
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第３０３号**
千葉県松戸市栄町西１丁目746番地の５、開始決定時の住所千葉県松戸市千駄堀1668番地の２
破産者　加藤和太郎
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２５年（フ）第３４９号**
千葉県我孫子市湖北台７丁目12番42―409号
破産者　増田　　寛
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２５年（フ）第３１３０号**
東京都杉並区天沼３丁目２番２号　荻窪勧業ビル３階
破産者　株式会社レッスンの友社
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２８０号**
横浜市泉区中田北２丁目12番25号
破産者　株式会社相模善香社
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１９４７号**
大阪市東住吉区今林１丁目２番68号　大阪市中央卸売市場東部市場内
破産者　丸五水産株式会社
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３４００号**
静岡県菊川市本所1405番地の４
破産者　有限会社グランドホール
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３４３７号**
大阪市淀川区新高６丁目４番７号
破産者　株式会社田村洋裁
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３号**
北海道小樽市稲穂５丁目４番26号
破産者　株式会社北海サービス
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２２年（フ）第３７７号**
北海道爾志郡乙部町字富岡251番地
破産者　有限会社富岡農場
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所